

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第143号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号を次のように改める。

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書

第4条の4第4号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に改め、「附則第4条第1項に規定する支援給付」の右に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下この号において「改正法」という。)附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付若しくは改正法附則第2条第3項に規定する支援給付」を加える。

附則第16項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項(同条第5項の規定により適用される場合を含む。)」に、「第36条」を「第35条第1項」に改め、「第11条の6第1項」の右に「(同条第2項の規定により適用される場合を含む。)」を加える。

様式第4号中「(当該期間のうち平成12年1月1日)」を「)の割合(平成26年1月1日)」に、「前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を「特例基準割合」に、「当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合」を「年14.6パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改め、同

様式に注として次のように加える。

注 「特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

様式第4号の2 5備考以外の部分中「(当該期間のうち平成12年1月1日」を「)の割合(平成26年1月1日」に、「前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を「特例基準割合」に、「当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合」を「年14.6パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 「特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

様式第31号注及び備考以外の部分中「(当該期間のうち平成12年1月1日」を「)の割合(平成26年1月1日」に、「前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を「特例基準割合」に、「当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合」を「年14.6パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))」に改め、同様式注に次のように加える。

4 「特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

様式第46号備考以外の部分中「(当該期間のうち平成12年1月1日」を「)の割合(平成26年1月1日」に、「前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を「特例基準割合」に、「当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合」を「年14.6パーセントの割合にあってはその年

における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合,年7.3パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には,年7.3パーセントの割合))」に改め,同様式に注として次のように加える。

注 「特例基準割合」とは,各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

様式第47号注以外の部分中「含む」を「除く」に改める。

様式第47号の2備考以外の部分中「(当該期間)」を「」の割合(平成26年1月1日以後の期間については,当該期間に,「前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を「特例基準割合」に,「当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合」を「年14.6パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合,年7.3パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には,年7.3パーセントの割合))」に改め,同様式に注として次のように加える。

注 「特例基準割合」とは,各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

様式第50号備考以外の部分中「(当該期間のうち平成12年1月1日)」を「」の割合(平成26年1月1日)に,「前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を「特例基準割合」に,「当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合」を「年14.6パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合,年7.3パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には,年7.3パーセントの割合))」に改め,同様式に注として次のように加える。

注 「特例基準割合」とは,各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条の改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
- (2) 様式第47号の改正規定 平成26年5月1日
- (3) 第4条の4の改正規定 平成26年10月1日

(行財政局税務部税制課)